

# V章

## 資料集

### 1 数値データ集

2022年度の家電リサイクル実績と経年実績データを以下に示します(出典は家電製品協会『家電4品目のリサイクル実施状況』2001～2022年度)。

引取台数の推移<sup>(1)</sup>

(単位:千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	1,334	1,635	1,585	1,814	1,990	1,828	1,890	1,968	2,154	3,142	2,341	2,359
ブラウン管式テレビ	3,083	3,517	3,551	3,787	3,857	4,127	4,613	5,365	10,320	17,368	7,866	2,282
液晶・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	218	654	599	491
冷蔵庫・冷凍庫	2,191	2,563	2,665	2,802	2,820	2,716	2,725	2,746	3,007	3,400	2,843	2,919
洗濯機・衣類乾燥機	1,929	2,425	2,662	2,813	2,953	2,943	2,884	2,821	3,087	3,136	3,151	3,145
合計	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620	11,614	12,112	12,899	18,786	27,700	16,800	11,196

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
エアコン	2,961	2,225	2,355	2,567	2,833	3,398	3,581	3,854	3,540	3,694
ブラウン管式テレビ	2,042	1,872	1,551	1,184	1,039	1,035	993	983	785	639
液晶・プラズマ式テレビ	698	847	1,033	1,278	1,493	1,894	2,371	2,998	3,113	3,092
冷蔵庫・冷凍庫	3,432	2,775	2,799	2,829	2,982	3,354	3,597	3,709	3,543	3,520
洗濯機・衣類乾燥機	3,599	3,142	3,139	3,339	3,538	3,880	4,230	4,476	4,281	4,009
合計	12,732	10,861	10,877	11,197	11,885	13,561	14,772	16,020	15,261	14,953

2022年度月別引取台数<sup>(1)</sup>

(単位:千台)

2022年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エアコン	260	389	517	686	489	255	184	167	223	170	163	192
ブラウン管式テレビ	59	59	58	52	55	50	53	55	59	42	41	58
液晶・プラズマ式テレビ	242	237	238	264	281	262	257	253	323	275	209	251
冷蔵庫・冷凍庫	294	277	308	383	368	308	286	248	294	238	224	292
洗濯機・衣類乾燥機	360	340	307	344	379	335	328	298	339	333	293	354
合計	1,215	1,301	1,428	1,728	1,572	1,210	1,107	1,020	1,239	1,057	930	1,146

再商品化処理台数<sup>(1)</sup>

(単位:千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	1,301	1,624	1,579	1,809	1,990	1,835	1,872	1,968	2,114	3,071	2,372	2,358
ブラウン管式テレビ	2,981	3,515	3,549	3,777	3,852	4,094	4,542	5,210	9,213	15,607	10,622	2,467
液晶・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	179	564	648	483
冷蔵庫・冷凍庫	2,143	2,556	2,653	2,807	2,807	2,709	2,724	2,733	2,979	3,381	2,836	2,925
洗濯機・衣類乾燥機	1,882	2,409	2,656	2,791	2,950	2,951	2,879	2,818	3,031	3,162	3,095	3,108
合計	8,307	10,104	10,437	11,184	11,599	11,589	12,017	12,729	17,516	25,785	19,573	11,341

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
エアコン	2,721	2,465	2,333	2,497	2,816	3,426	3,573	3,819	3,547	3,747
ブラウン管式テレビ	1,987	1,849	1,708	1,189	1,025	1,059	973	996	819	648
液晶・プラズマ式テレビ	660	834	1,061	1,245	1,465	1,896	2,301	2,960	3,185	3,114
冷蔵庫・冷凍庫	3,224	2,978	2,799	2,827	2,932	3,363	3,544	3,642	3,594	3,553
洗濯機・衣類乾燥機	3,446	3,349	3,109	3,320	3,466	3,881	4,227	4,456	4,297	4,073
合計	12,038	11,475	11,010	11,078	11,704	13,625	14,618	15,873	15,442	15,135

再商品化等処理重量<sup>(1)</sup>

(単位:千t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	58	72	70	79	86	78	79	83	89	128	99	98
ブラウン管式テレビ	80	95	96	103	108	118	134	156	269	435	284	67
液晶・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	3	7	10	9
冷蔵庫・冷凍庫	128	149	154	161	162	157	160	163	182	210	176	183
洗濯機・衣類乾燥機	54	71	80	86	93	95	94	94	102	108	107	110
合計	319	387	400	429	449	447	467	496	644	888	676	468

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
エアコン	112	102	96	102	115	141	145	154	143	151
ブラウン管式テレビ	54	49	43	30	25	26	23	23	19	15
液晶・プラズマ式テレビ	13	16	21	24	28	36	42	51	53	50
冷蔵庫・冷凍庫	205	187	173	177	184	208	221	222	219	220
洗濯機・衣類乾燥機	125	124	117	128	136	153	167	178	174	166
合計	511	479	452	464	491	564	601	630	610	603

(注) (1) 小数点以下切捨のため、合計が一致しないことがあります。

再商品化重量<sup>(1)</sup>

(単位：千t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	45	57	57	65	73	67	69	74	78	113	89	89
ブラウン管式テレビ	59	72	76	84	84	91	115	139	232	374	226	56
液晶・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	2	5	8	8
冷蔵庫・冷凍庫	76	91	97	104	108	112	117	121	137	160	139	147
洗濯機・衣類乾燥機	31	43	52	59	70	75	77	80	88	93	94	96
合計	211	263	282	311	334	345	378	414	537	746	556	395

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
エアコン	103	94	89	95	106	131	135	143	133	141
ブラウン管式テレビ	43	37	32	22	18	19	17	17	13	10
液晶・プラズマ式テレビ	11	14	18	22	25	31	36	44	45	43
冷蔵庫・冷凍庫	164	150	142	145	148	166	177	180	176	177
洗濯機・衣類乾燥機	111	110	106	116	123	139	152	163	160	153
合計	434	407	390	401	422	486	519	549	530	526

再商品化率

(単位：%)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92
ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75
液晶・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	74	79	83	87	89	89
冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80
洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	法定値 2015.4~
エアコン	93	92	92	93	92	92	92	93	80以上
ブラウン管式テレビ	73	73	73	71	71	72	72	72	55以上
液晶・プラズマ式テレビ	89	89	88	86	85	85	85	86	74以上
冷蔵庫・冷凍庫	82	81	80	79	80	81	80	80	70以上
洗濯機・衣類乾燥機	90	90	90	90	91	92	92	92	82以上

エアコンの素材別再商品化量<sup>(1)</sup>

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	22,633	23,112	23,219	25,878	26,200	23,910	23,729	24,403	25,160	35,628	26,972	27,887
銅	1,951	3,058	3,432	4,137	5,490	5,031	5,076	5,406	5,917	8,367	6,445	6,546
アルミニウム	588	1,111	1,136	1,340	2,228	2,023	8,634	9,344	9,927	14,395	11,184	10,372
非鉄・鉄等混合物	19,411	27,969	26,831	30,396	33,925	30,275	24,453	25,696	27,448	40,238	31,615	30,178
その他有価物	434	1,487	2,439	3,185	4,742	5,552	6,969	8,849	9,617	14,220	12,350	14,223
合計	45,019	56,739	57,058	64,939	72,585	66,791	68,861	73,698	78,069	112,848	88,566	89,206

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
鉄	31,847	28,279	27,166	28,380	32,399	38,427	39,192	41,228	38,841	41,599
銅	7,434	7,435	6,652	6,915	7,449	8,901	9,272	10,146	9,488	9,728
アルミニウム	12,124	10,451	8,308	8,817	9,879	10,394	10,523	11,792	5,588	1,754
非鉄・鉄等混合物	34,711	31,415	31,025	33,479	38,025	48,438	50,699	53,224	53,157	59,813
その他有価物	17,318	16,633	16,495	17,416	18,926	24,952	25,314	27,286	26,661	28,392
合計	103,434	94,213	89,646	95,007	106,678	131,112	135,000	143,676	133,735	141,286

ブラウン管式テレビの素材別再商品化量<sup>(1)</sup>

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	6,257	7,235	8,013	8,167	8,678	11,620	13,881	15,800	27,188	43,737	28,482	6,920
銅	2,714	3,369	3,602	3,835	4,068	4,456	4,951	5,719	9,541	15,153	10,154	2,476
アルミニウム	155	188	183	123	192	85	73	77	93	218	172	58
非鉄・鉄等混合物	242	483	767	1,100	1,035	892	1,199	1,448	1,812	2,636	1,782	481
ブラウン管ガラス	45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	68,269	83,749	137,644	217,846	122,452	30,908
その他有価物	4,291	5,756	7,481	9,823	15,830	21,645	27,190	32,683	56,197	94,309	63,350	14,679
合計	58,814	72,110	76,025	83,868	83,530	91,092	115,563	139,476	232,475	373,899	226,392	55,522

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
鉄	5,623	5,147	4,695	3,235	2,686	2,671	2,410	2,419	2,039	1,634
銅	1,917	1,791	1,647	1,213	1,033	1,057	957	969	765	493
アルミニウム	51	34	28	23	15	20	24	22	18	14
非鉄・鉄等混合物	394	398	231	100	77	74	69	54	64	166
ブラウン管ガラス	23,176	18,765	15,838	10,990	9,301	9,354	8,456	8,372	6,816	5,237
その他有価物	12,084	11,311	9,819	6,750	5,824	5,725	5,153	5,170	4,286	3,417
合計	43,245	37,446	32,258	22,311	18,936	18,901	17,069	17,006	13,988	10,961

液晶・プラズマ式テレビの素材別再商品化量<sup>(1)</sup>

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	—	—	—	—	—	—	—	—	925	2,709	3,814	3,483
銅	—	—	—	—	—	—	—	—	31	90	112	93
アルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	132	290	406	400
非鉄・鉄等混合物	—	—	—	—	—	—	—	—	34	102	87	91
その他有価物	—	—	—	—	—	—	—	—	841	2,358	3,645	3,986
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	5,549	8,064	8,053

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
鉄	4,857	6,524	9,022	10,664	11,712	14,430	16,355	20,262	20,660	19,686
銅	122	160	236	292	278	308	361	465	514	485
アルミニウム	546	598	756	897	1,200	1,506	1,738	1,948	1,959	1,616
非鉄・鉄等混合物	149	224	346	331	389	516	716	967	1,504	1,485
その他有価物	6,069	7,300	8,628	10,167	11,680	14,350	17,181	20,788	20,856	19,990
合計	11,743	14,806	18,988	22,351	25,259	31,110	36,351	44,430	45,493	43,262

(注) (1) 小数点以下切捨のため、合計が一致しないことがあります。

I章 家電リサイクル制度

II章 家電リサイクル実績

III章 製造業者等の取組

IV章 普及啓発活動および支援活動

V章 資料集

冷蔵庫・冷凍庫の素材別再商品化量<sup>(1)</sup>

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	58,423	65,832	68,417	71,608	70,931	67,042	68,435	70,095	77,045	88,121	73,167	77,121
銅	406	998	1,113	1,267	1,309	1,722	1,994	2,401	2,269	2,895	2,374	2,795
アルミニウム	117	404	293	380	384	268	325	414	538	1,479	1,242	1,104
非鉄・鉄等混合物	15,500	18,880	18,179	19,401	20,661	20,312	20,188	20,293	22,770	25,887	21,867	21,682
その他有価物	1,909	4,890	9,115	10,888	14,999	22,762	25,741	28,128	33,947	41,454	40,440	44,478
合計	76,359	91,006	97,119	103,546	108,284	112,106	116,683	121,331	136,569	159,836	139,090	147,180

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
鉄	83,698	76,131	70,635	71,822	74,146	82,641	87,038	85,346	82,732	83,711
銅	3,449	3,392	3,436	3,424	3,020	3,396	3,736	4,104	4,050	3,723
アルミニウム	1,297	1,280	1,198	1,307	1,295	1,578	1,759	1,906	1,655	1,662
非鉄・鉄等混合物	24,810	22,547	20,298	19,917	20,964	24,814	26,453	27,749	27,178	26,921
その他有価物	51,655	47,563	47,019	48,993	48,961	53,771	58,850	61,043	61,210	61,860
合計	164,909	150,913	142,586	145,463	148,386	166,200	177,836	180,148	176,825	177,877

洗濯機・衣類乾燥機の素材別再商品化量<sup>(1)</sup>

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	23,242	30,992	35,120	37,668	39,225	39,857	40,755	41,524	46,200	48,015	47,660	48,750
銅	352	476	644	789	1,016	1,050	1,240	1,605	1,514	1,785	1,776	1,743
アルミニウム	105	142	263	455	520	544	612	789	941	1,257	1,332	1,412
非鉄・鉄等混合物	6,253	8,703	9,894	10,893	13,713	14,018	12,915	11,360	12,047	13,216	12,901	12,749
その他有価物	828	2,652	6,365	8,903	15,190	19,385	21,709	24,616	27,093	29,543	30,030	30,952
合計	30,783	42,967	52,288	58,710	69,664	74,854	77,231	79,894	87,795	93,816	93,699	95,606

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
鉄	55,484	54,674	51,332	55,969	59,442	67,688	73,959	78,107	76,210	71,966
銅	2,088	2,151	2,240	2,567	2,297	2,676	2,811	3,047	2,846	2,635
アルミニウム	1,819	1,943	1,995	2,336	2,454	2,705	3,257	3,551	3,422	2,995
非鉄・鉄等混合物	15,170	14,755	13,856	14,282	15,430	16,655	18,081	19,358	19,280	18,300
その他有価物	36,855	36,771	37,481	41,111	43,545	49,418	54,685	59,867	59,106	57,464
合計	111,416	110,294	106,904	116,265	123,168	139,142	152,793	163,930	160,864	153,360

家電4品目の素材別再商品化量<sup>(1)</sup>

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	110,555	127,171	134,769	143,321	145,034	142,429	146,800	151,822	176,518	218,210	180,095	164,161
銅	5,423	7,901	8,791	10,028	11,883	12,259	13,261	15,131	19,272	28,290	20,861	13,653
アルミニウム	965	1,845	1,875	2,298	3,324	2,920	9,644	10,624	11,631	17,639	14,336	13,346
非鉄・鉄等混合物	41,406	56,035	55,671	61,790	69,334	65,497	58,755	58,797	64,111	82,079	68,252	65,181
ブラウン管ガラス	45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	68,269	83,749	137,644	217,846	122,452	30,908
その他有価物	7,462	14,785	25,400	32,799	50,761	69,344	81,609	94,276	127,695	181,884	149,815	108,318
合計	210,964	262,812	282,481	311,054	334,063	344,843	378,338	414,399	536,871	745,948	555,811	395,567

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
鉄	181,509	170,755	162,850	170,070	180,385	205,857	218,954	227,362	220,482	218,596
銅	15,010	14,929	14,211	14,411	14,077	16,338	17,137	18,731	17,663	17,064
アルミニウム	15,837	14,306	12,285	13,380	14,843	16,203	17,301	19,219	12,642	8,041
非鉄・鉄等混合物	75,234	69,339	65,756	68,109	74,885	90,497	96,018	101,352	101,183	106,685
ブラウン管ガラス	23,176	18,765	15,838	10,990	9,301	9,354	8,456	8,372	6,816	5,237
その他有価物	123,981	119,578	119,442	124,437	128,936	148,216	161,183	174,154	172,119	171,123
合計	434,747	407,672	390,382	401,397	422,427	486,465	519,049	549,190	530,905	526,746

冷媒フロン類の回収重量<sup>(1)</sup>

(単位：全量 kg、1台あたり g)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
エアコン	全量	467,316	806,580	860,496	994,732	1,122,462	1,043,778	1,089,423	1,166,887	1,304,142	1,870,472	1,477,875	1,478,610
	1台あたり	350	453	543	550	564	569	582	593	617	609	623	627
冷蔵庫・冷凍庫	全量	135,779	223,946	286,646	310,915	310,701	297,619	298,544	299,118	319,896	357,145	284,360	277,886
	1台あたり	62	91	108	111	111	110	110	109	107	106	100	95
洗濯機・衣類乾燥機	全量	-	-	-	-	-	-	-	847	1,370	2,523	3,399	

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
エアコン	全量	1,726,110	1,576,865	1,504,769	1,621,862	1,835,415	2,225,519	2,345,669	2,505,146	2,380,093	2,542,214
	1台あたり	634	640	645	649	652	650	656	656	671	678
冷蔵庫・冷凍庫	全量	292,057	247,927	210,076	194,739	182,580	187,635	178,381	161,154	141,505	131,739
	1台あたり	91	83	75	69	62	56	50	44	39	37
洗濯機・衣類乾燥機	全量	6,756	11,815	14,654	20,235	24,619	28,234	34,634	38,298	39,937	39,448

2022年度冷媒フロン類の回収重量、出荷重量、再生または再利用した重量、破壊重量<sup>(1)(2)</sup>

(単位：kg)

	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
冷媒として使用されていたフロン類の回収重量	2,542,214	131,739	39,448
冷媒として使用されていたフロン類の破壊等委託先に出荷した重量	2,522,146	130,543	38,462
冷媒として使用されていたフロン類の再生または再利用した重量	2,320,212	81,001	32,202
冷媒として使用されていたフロン類の破壊重量	225,531	48,981	6,040

(注) (1) 小数点以下切捨のため、合計が一致しないことがあります。

(2) 重量の差はタイムラグによるものです。

断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量、委託先出荷重量、破壊重量<sup>(1) (2)</sup> (単位：kg)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量	625,490	607,753	592,511	574,535	556,754	543,502	577,217	433,566	405,387	432,354	392,367
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の破壊委託先に出荷した重量	620,103	603,372	588,924	569,773	552,695	533,745	574,258	427,232	399,295	426,510	387,986
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の破壊重量	616,176	605,365	589,832	562,020	554,472	514,701	562,607	421,381	397,447	420,404	386,262

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量	333,840	303,853	280,385	286,091	282,093	277,045	244,160	225,685
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の破壊委託先に出荷した重量	326,161	300,527	272,096	282,159	277,057	273,887	240,453	224,196
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の破壊重量	325,779	301,349	265,852	277,689	278,075	269,974	240,608	219,399

券種別引取台数の推移<sup>(1)</sup> (単位：千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
料金郵便局振込方式	487	641	737	767	767	786	734	747	904	976	953	791
料金販売店回収方式ほか	8,061	9,510	9,725	10,449	10,853	10,831	11,380	12,152	17,882	26,724	15,847	10,405
合計	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620	11,616	12,114	12,899	18,786	27,700	16,800	11,196

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
料金郵便局振込方式	904	867	926	957	1,045	1,328	1,508	1,796	1,730	1,676
料金販売店回収方式ほか	11,829	9,994	9,951	10,240	10,841	12,233	13,264	14,223	13,531	13,277
合計	12,733	10,861	10,877	11,197	11,885	13,561	14,772	16,020	15,261	14,953

2022年度の水銀・PCBを使用した製品の回収台数

対象物	対象部品	回収台数・回収量	引取台数	引取台数比
水銀	エアコン水銀部品	20,101 台	3,694 千台	0.54%
	冷蔵庫・冷凍庫水銀部品	21,684 台	3,520 千台	0.62%
	液晶バックライト用蛍光管	313,807 Kg	—	—
PCB	ブラウン管式テレビ	1,045 台	639 千台	0.16%
	エアコン	14 台	3,694 千台	0.0004%

(注) (1) 小数点以下切捨のため、合計が一致しないことがあります。

(2) 重量の差はタイムラグによるものです。

## 2 家電リサイクル用語解説集

ここでは、家電リサイクル関連用語について解説しています。用語は50音順に掲載しています。各項の【 】内は本書内での関連する主なページです。

### あ～お

#### ●一次物流業者

廃家電4品目を小売業者から指定引取場所まで運搬する業務のことを「一次物流」（通称：1L）といい、それを行う業者のことです。なお指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬業務のことを「二次物流」といいます。

#### ●一般廃棄物

家庭等から排出される、通常、ごみといわれる廃棄物のことです。廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、廃棄物のうちで産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としています。略称は「一廃」。なお一般廃棄物は市区町村に処理責任があります（⇒「廃棄物」「産業廃棄物」の項もご参照ください）。

【p. 2】

#### ●一品一葉管理

1枚の伝票に1品のみを記載することで、現品と伝票が連動して移動するため、伝票を確認することで現品の受け渡し等が確実に行われていることを管理できるようにするための仕組みです。

【p.10】

#### ●異物

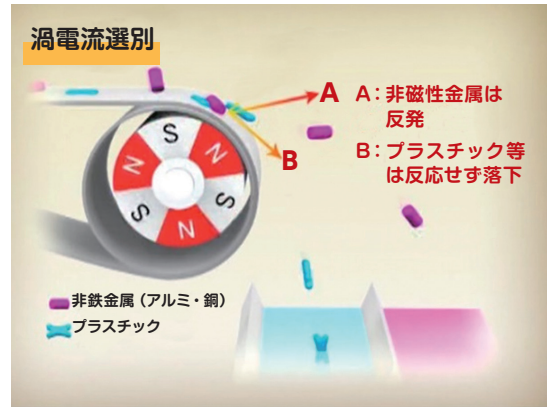
家電リサイクルにおける異物とは、廃家電の中に残された家電リサイクル対象外のものを指します。例えば廃洗濯機内に残された衣類や、廃冷蔵庫内に残された食品などがこれに当たります。廃家電に異物があると、家電リサイクルプラントでのリサイクル時の障害になりますので、指定引取場所では引取り時に念入りに確認しています。

【p.22】

#### ●渦電流選別

銅やアルミなどの磁石に反応しない金属（非磁性金属）が磁石のそばを通過すると、内部に渦状の電流（渦電流）が発生し、磁石の磁力と反発する力が生じます。この反発する力を利用して、銅やアルミとそれ以外のもの（プラスチック等）を選別する方法です。

【p.27～30】



#### ●送り状

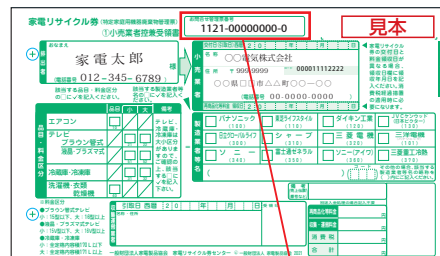
指定引取場所から廃家電4品目を家電リサイクルプラントに出荷するときに発行されるもので、出荷する荷物の内容や運搬するトラックの車両番号などの情報が記載されています。家電リサイクルプラントで受領印が押されたものが指定引取場所に戻ることで、適正に運搬されたことが確認できます。

【p.23】

#### ●お問合せ管理票番号

家電リサイクル券に記載された13桁の番号で、排出者はこの番号を使って家電リサイクル券センター（RKC）のホームページやフリーダイヤルで小売業者に引き渡した廃家電4品目が適正に製造業者等に引き渡されたかを確認することができます。

【p.10】



#### お問合せ管理票番号

1121-00000000-0



## か～こ

## ●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生量を抑制するとともに、森林による温室効果ガスの吸収量と均衡させることにより、温室効果ガスの発生量を実質ゼロにしようとする取組のことで、二酸化炭素（カーボン：carbon）の発生量を中立（ニュートラル：neutral）させることからカーボンニュートラルといえます。

## ●拡大生産者責任（EPR）

生産者が、その生産した製品が使用されて廃棄された後においても、その製品の適正なリユース、リサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です（EPRはExtended Producer Responsibilityの略）。具体的には生産者が環境に配慮した製品設計を行ったり、生産者が自ら廃棄物の引取りやリサイクルを行うことなどが挙げられます。

がっほん

## ●合本

家電リサイクル券センター（RKC）が毎年発行する、家電リサイクル券システムの運用マニュアルやリサイクル料金一覧表などの発行物一式の総称です。

## ●家電4品目

「特定家庭用機器」の項をご参照ください。【p. 3】

## ●家電リサイクル券

家電リサイクル券システムで使用されるもので、正式名称は「特定家庭用機器廃棄物管理票」といいます。小売業者に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように家電リサイクル法で定められた管理票の機能と、リサイクル料金の製造業者等への円滑な支払いを行う機能を併せ持っており、あらかじめ印字された「お問合せ管理票番号」により製造業者等への引渡し確認が行えます。【p.10】

## ●家電リサイクル券システム

廃家電4品目の排出者からの引取りと製造業者等への引渡しを確実にし、その状況を管理・監視するための仕組みが家電リサイクル券を使用した家電リサイクル券システムです。主な家電リサイクル券システムとしては、小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」と排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」、および2021年度から導入された、全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者が扱う「料金管理統括業者回収方式」があります。【p.10】

## ●家電リサイクル券センター（RKC）

家電リサイクル券システムの運用・管理のために（一財）家電製品協会内に設けられた組織の名称（略称：RKC）です。【p.10】

## ●家電リサイクルプラント

製造業者等が、家電リサイクル法で規定された再商品化等実施義務（引き取った廃家電4品目のリサイクルを実施する義務）を果たすことを目的に設置した、廃家電4品目のリサイクルを行う施設で、再商品化施設ともいいます（通称RP。RPはRecycle Plantの略）。2022年7月1日現在、全国に45カ所あります。【p. 9】

## ●家電リサイクル法

家庭や事業所から排出される廃家電4品目の減量と再生資源の十分な利用を通じて、廃家電4品目の適正な処理と資源の有効利用を図ることにより、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、廃家電4品目をリサイクルする仕組みを規定した法律です。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、1998年6月に公布され、2001年4月に施行されました。【p. 2】

## ●カレット

カレットとは、ガラス製品をリサイクルする際に破碎した状態のガラスくずのことです。再生ガラスのほか路盤材や道路舗装材などの用途があります。

## ●環境基本法

環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定めた法律です。国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進、および環境基本計画や環境基準の策定などを規定しており、1993年11月に公布され、1994年8月に完全施行されました。【p. 1】

## ●環境配慮設計（DfE）

生産、流通、使用、廃棄・再資源化など、製品の全ライフサイクルを通じての環境負荷低減を目的に、資源の有効利用や省エネルギーへの取組などを考慮した製品設計・企画を行うことです（DfEはDesign for Environmentの略）。【p.35～40】

●環境負荷

人が環境に与える負担のことで、環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるもの」とされています。【p.35】

●管理票制度

家電リサイクル法で定められている制度で、管理票を流通させることで、小売業者に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように設けられた仕組みです。製造業者等や小売業者には管理票の保存義務があり、不適正な処理が行われた場合でも追跡確認ができるようになっています。排出者は小売業者に引き渡した廃家電4品目が、製造業者に適正に引き渡されたかを確認するために小売業者に管理票の閲覧を求めることができ、小売業者はこれに必ず応じなければなりません。家電リサイクル券はこの管理票の機能を併せ持っています。【p.10】

●義務外品

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目」の項をご参照ください。

●グリーン券

小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が緑色のため、グリーン券と呼ばれています。【p.12】

●(家電リサイクル券の) 交付と回付

一般的には交付とは一定の手続きに関して書類などを発行することで、回付とは交付された書類などをほかに回し届けることです。家電リサイクル券の場合は、例えば小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に排出者に発券した家電リサイクル券の排出者控を渡すこと、および小売業者が指定引取場所でその引き取った廃家電4品目を引き渡す際に家電リサイクル券の小売業者回付片と指定引取場所控を製造業者等に渡すことが「交付」、その交付を受けた製造業者等が小売業者回付片に受領印を押して小売業者に返却することが「回付」となります。【p. 5～6】

●合同会合

合同会合とは複数の主催元が合同で行う会議のことで、家電リサイクルに関しては、経済産業省所管の産業構造審議会と環境省所管の中央環境審議会が合同で行う会議を指します。【p.13～14】

●小売業者

家電リサイクル法での小売業者とは家電4品目を最終消費者に販売（小売）する者をいい、家電4品目を販売する者に販売する、いわゆる卸売販売をする者は含まれません。販売の方法は店頭での販売だけでなく、インターネット販売や通信販売も含まれます。また家電リサイクル法では中古品も対象としていますので、リサイクルショップなど中古品の小売を行う販売業者も含まれます。【p. 5～6】

●小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目

家電リサイクル法では、小売業者に自らが過去に販売した家電4品目と、買換えの際に排出者から引取りを求められた家電4品目を引き取る義務が課せられていますが、それ以外の家電4品目には引取りの義務はありません。例えば買換えではなく、廃棄のみを行う場合で、引越しをして購入した小売業者が遠隔地にある場合、購入した小売業者が廃業している場合、譲り受けたり贈与されたもので購入した小売業者が不明な場合などがこれに当たります。なお、このような家電4品目のうち、家庭から排出されるものについては市区町村が回収を行うこととなります。小売業者に引取りの義務がないことから、正式な呼称ではありませんが、「義務外品」とも呼ばれます。【p. 5】

●混合プラスチック

家電4品目に使用されているプラスチックには、ポリプロピレン（PP）、ポリスチレン（PS）、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）などの種類があります。混合プラスチックとは複数の種類のプラスチックが混ざり合った状態のものをいいます。【p.19】

●コンテナ（インナーコンテナ）

廃家電4品目の指定引取場所での保管や、指定引取場所から家電リサイクルプラントへの運搬の際に使用される家電リサイクル専用のコンテナで、インナーコンテナともいいます。二段に積み重ねての使用や、使用しないときには折り畳んでおくことができます。またA・Bグループで扉の仕様が異なります（Aグループはバー掛け方式、Bグループは観音開き方式）。【p.23】



Aグループ



Bグループ

## さ〜そ

## ● サークュラーエコノミー

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行な経済活動を見直し、資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄された製品や原材料などをリサイクルや再利用によって資源として活用する経済活動のことで、資源を循環させることからサーキュラーエコノミー（Circular Economy）、日本語訳では「循環型経済」といいます。

## ● 災害救助法

災害発生時に国が地方公共団体や日本赤十字社、その他の団体および国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会の秩序を維持することを目的とする法律で、1947年に施行されました。【p.63】

## ● 再資源化

再商品化等（狭義での再商品化および熱回収）に加え、廃家電4品目から分離した部品や材料、およびそれらを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用する者に逆有償（譲渡する側が費用を支払って引き取ってもらう）にて譲渡できる状態にすることを総称して再資源化といいます（⇒「再商品化」「再商品化等」「熱回収」の項もご参照ください）。

## ● 最終処分場

廃棄物のうち、リユースやリサイクルを行うことが困難なものを埋立処分するための施設です。廃棄物処理法で定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、廃棄物は同法に定められた廃棄物区分に従って埋立処分されます。【p.48】

## ● 最終処分量

最終処分場における年間の埋立処分量です。【p.48】

## ● 再商品化

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいます。狭義では、廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを再商品化（マテリアルリサイクル）と規定しています（⇒「再商品化等」の項をご参照ください）。【p. 3】

## ● 再商品化施設

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

## ● 再商品化重量

廃家電4品目から分離された部品および材料のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量です。【p.18】

## ● 再商品化等

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいますが、狭義での再商品化（マテリアルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を合わせて「再商品化等」と規定しています（⇒「再商品化」「熱回収」の項もご参照ください）。【p. 3】

## ● 再商品化等基準

家電リサイクル法で、家電4品目の品目ごとに定められた再商品化率の基準値で、年度単位で達成することが求められています。再商品化等となっていますが、再商品化率には熱回収（サーマルリサイクル）は含まれませんので、再商品化（マテリアルリサイクル）のみで達成する必要があります。現在の各品目の再商品化等基準は、エアコンが80%以上、ブラウン管式テレビが55%以上、液晶・プラズマ式テレビが74%以上、冷蔵庫・冷凍庫が70%以上、洗濯機・衣類乾燥機が82%以上です。【p. 3】

## ● 再商品化等実施義務

家電リサイクル法において、製造業者等の役割として課せられた義務のことです。製造業者等は引き取った廃家電4品目を遅滞なく再商品化等を行わなければなりません。またエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロンの回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なお再商品化等に当たっては、再商品化等基準を満たす必要があります。【p. 5】

## ● 再商品化等処理重量

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量です。【p.18】

## ● 再商品化等処理台数

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の台数です。【p.17】

## ● 再商品化率

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量の割合です。算式で表すと次のようになります。【p.18】



$$\text{再商品化率 (\%)} = \frac{\text{再商品化重量}}{\text{再商品化等処理重量}}$$

●再生資源

廃棄物のうち再生利用が可能なもので、資源有効利用促進法では「使用済の物品または工場などから発生する副産物（廃棄物）のうち、原材料として利用できるもの」とされています。 [p.19]

●産業廃棄物

廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類<sup>※</sup>と輸入された廃棄物を産業廃棄物としています。略称は「産廃」。なお産業廃棄物は排出事業者<sup>さんぱい</sup>に処理責任があります（⇒「廃棄物」「一般廃棄物」の項もご参照ください）。

※ あらゆる事業活動に伴うもの 12 種類燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん）と排出する業種等が限定されるもの 7 種（紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体）、および上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないものを加えた 20 種類。 [p. 2]

●残余容量

現存する最終処分場において、今後埋立てが可能な量のことです。 [p.48]

●残余年数

現存する最終処分場が満杯になるまでの残り期間（年）のことです。残余容量の総量に対する当該年度の最終処分量から推計したもので、算式で表すと次のようになります。 [p.48]

$$\text{残余年数 (年)} = \frac{\text{当該年度末の残余容量 (m}^3\text{)}}{\text{当該年度の最終処分量 (トン) / 埋立ごみ比重}}$$

※埋立ごみ比重は 0.8163 とします。

●残留性有機汚染物質 (POPs)

残留性有機汚染物質とは、環境中で解性されにくく、生物の体内に蓄積しやすく、長距離を移動し、有害(健康・生態系)な影響を及ぼす恐れがある物質のことです。例えば、PCB (ポリ塩化ビフェニル) やダイオキシン類といった化学物質があります。(POPs は Persistent Organic Pollutants の略)

●資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、循環型社会の形成のために 3R の取組を総合的に推進するための法律です。3R の取組が必要な業種や品目を指定し、製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。2000 年 6 月に公布され、2001 年 4 月に施行されました。 [p. 2]

●自治体用券

自治体が災害や不法投棄で発生した廃家電 4 品目を製造業者等に引き渡す際に使用するための専用の家電リサイクル券です。料金は指定銀行口座への後納方式になっており、また 1 枚の券に 6 台まで記入できるようになっているため、あらかじめ準備しておくことと急な災害発生時にも速やかに製造業者等に引き渡すことができます。対象となる自治体は、都道府県、市区町村、地域の各種管理組合等です。

●指定引取場所

製造業者等が小売業者から廃家電 4 品目を引き取る場所のことで、家電リサイクル法で製造業者等に設置が義務付けられています (通称 SY。SY は Stock Yard (ストック・ヤード) の略)。指定引取場所では、小売業者から持ち込まれた廃家電 4 品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントへの運搬手配、家電リサイクル券センター (RKC) への引取データの送信などの業務を行っています。2022 年 7 月 1 日現在、全国に 329 カ所が設置されています。 [p. 8、p.21 ~ 24]

●指定法人

家電リサイクル法では製造業者等に廃家電 4 品目のリサイクルを行うことが義務付けられていますが、中小の事業者では自らリサイクルを行うことが困難であり、また製造業者等が倒産したり事業を撤退している場合はリサイクルを行う者がいなくなります。そのため、このような場合の対応として、家電リサイクル法では指定法人を設置することが規定されています。指定法人は中小事業者からの委託を受けてリサイクルを行うこと、および現存しない、あるいは事業撤退した製造業者等に代わってリサイクルを行うことのほか、家電リサイクルに関する調査や普及啓発を行うことが主な業務です。現在、家電製品協会が家電リサイクル法の指定法人に指定されています。 [p.10]

### ● 収運業者用券

インターネット販売業者等が全国対応で収集・運搬業務が可能な事業者と契約し、その事業者が管理統括業者としてリサイクル券の発行等を取り扱う「料金管理統括業者回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が黄色のため、イエロー券とも呼ばれます。【p.12】

### ● 収集・運搬料金

小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取り（収集）、指定引取場所まで運ぶ（運搬）ための費用です。金額は小売業者が設定し、排出者はリサイクル料金とともに小売業者に支払います。なお金額の設定に当たっては、家電リサイクル法で収集・運搬を効率良く行った場合に必要の費用の原価を考慮して定めること、かつ排出者の適正な排出を妨げることのないよう配慮することが求められています。【p. 5～6】

### ● 主務大臣

各行政事務を管轄する各省の大臣のことで、家電リサイクル法については経済産業大臣と環境大臣になります。【p.10】

### ● シュレッダーダスト

廃棄された家電や自動車などの工業製品を工業用シュレッダーで粉砕し、再利用可能な鉄などを回収した後に残る、ガラス・ゴム・プラスチックなどの破片の混合物です。廃棄物処理法では、「自動車等破砕物」と呼ばれています。

### ● 循環型社会（システム）

限りある資源を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことで、循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源（資源として再利用できる廃棄物）となった場合は、循環的な利用や適正な処分が行われることで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とされています。【p. 1～2】

### ● 循環型社会形成推進基本法

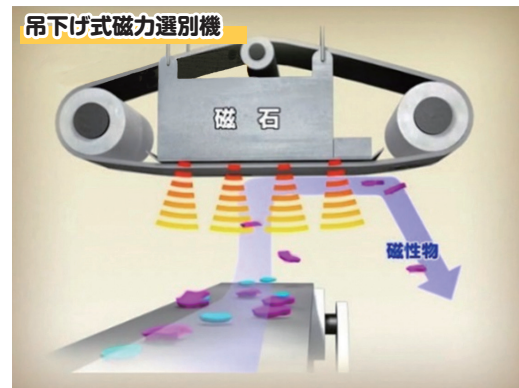
循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律で、2000年6月に公布され、2001年1月に施行されました。【p. 1～2】

### ● 情物一致管理

在庫管理において、在庫情報と実在庫が一致するようにする仕組みのことです。【p.10】

### ● 磁力選別

鉄が磁石に引き付けられる性質を利用して、鉄とそれ以外のものを選別する方法です。【p.27～30】



### ● 製造業者等

家電リサイクル法での「製造業者等」には、家電4品目を製造する者（いわゆるメーカー）だけでなく、家電4品目の輸入業者も含まれます。また製造または輸入を他の者に委託（いわゆるOEM）する場合も含まれます。家電リサイクル法では製造業者等に過去に製造等をした家電4品目をリサイクルする義務が課せられていますが、事業を撤退した場合には製造業者等には当たらず、リサイクルする義務はありません。一方、他の法人がその撤退した事業の譲渡を受けた場合は、譲渡を受けた法人が製造業者となり、リサイクルの義務が生じます。【p. 5～6】

### ● 製品アセスメント

環境負荷の少ない製品の提供を目的に、製品の開発・設計段階からその製品の環境負荷をあらかじめ評価することで、より環境に優しいものづくりを行う手法のことです。【p.35～36】

### ● 是正処理

指定引取場所において小売業者から廃家電4品目を引き取る際、受け取った家電リサイクル券の記載内容と持ち込まれた廃家電4品目の現物を照合し、家電4品目の品目やメーカー名、大小区分が異なっていた場合に、家電リサイクル券の記載内容を正しい内容に修正する作業のことです。【p.22】

### ● その他有価物

有価物とは有償で売却が可能なもののことです。その他有価物とは、廃家電4品目をリサイクルすることで得られる有価物のうち、鉄や銅、アルミなどの金属類、およびブラウン管テレビのガラスを除いたもので、主にプラスチックです。【p.19】

た～と

●大小区分

家電4品目のうち、テレビ（ブラウン管式および液晶・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫は一定の大きさより大きい小さいかで区分され、それぞれでリサイクル料金が設定されています。ブラウン管式テレビは画面サイズの15型以下が小区分、16型以上が大区分、液晶・プラズマ式テレビでは画面サイズの15V型以下が小区分、16V型以上が大区分、冷蔵庫・冷凍庫は全定格内容積の170リットル以下が小区分、171リットル以上が大区分になります。【p.22】

●断熱材フロン

冷蔵庫や冷凍庫の断熱材として使用されているウレタンに含まれるフロン類のことで、以前はウレタンの発泡や成形に使用されていましたが、2003年末には全廃され、以降に生産された冷蔵庫・冷凍庫の断熱材には使用されていません。【p.20】

●手分解、手解体

家電リサイクルプラントでのリサイクル処理の工程で、最初に行う手作業による解体・分別作業のことで、【p.27～30】

●特定家庭用機器

家電製品を中心とする家庭用機器のうち、次の4つの要件を満たすものとして政令で指定されたものをいいます。現在、家電リサイクル法の対象機器としては、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています。【p.3】

- ①市区町村等では設備的、技術的にリサイクルが困難なもの
- ②リサイクルによって得られる資源価値が高いもののうち、リサイクルをする際に経済的な制約が少ないもの
- ③製造業者等での製品設計や部品・原材料の選択がリサイクルに重要な影響があるもの
- ④小売業者による配達が一般的なもの

●特定家庭用機器再商品化法

家電リサイクル法の正式名称です（⇒「家電リサイクル法」の項をご参照ください）。【p.2】

●特定家庭用機器廃棄物管理票

家電リサイクル券の正式名称です（⇒「家電リサイクル券」の項をご参照ください）。【p.10】

な～の

●二次物流業者

廃家電4品目を指定引取場所から家電リサイクルプラントまで運搬する業務を「二次物流」といい（通称：2L）、それを行う業者のことです。なお小売業者から指定引取場所までの運搬業務のことを「一次物流」といいます。【p.21】

●熱回収（サーマルリサイクル）

廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることです。【p.3】

は～ほ

●廃家電4品目

家電4品目の廃棄物のことです。家電4品目については「特定家庭用機器」の項をご参照ください。【p.3】

●廃棄物

廃棄物とは不要になって廃棄の対象となったもの、もしくはすでに廃棄されたもので、廃棄物処理法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚泥または不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

●廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されています。1970年12月に公布され、1971年9月に施行されました。【p.1】

●排出者

廃家電4品目をリサイクルするため、リサイクル料金および収集・運搬料金を支払って小売業者に引き渡す一般消費者および事業者を指します。【p.5～6】



### ● パネルガラス

ブラウン管テレビに使われているブラウン管前面（画面部分）のガラスのことです（⇒「ファンネルガラス」の項もご参照ください）。 [p.28]

### ● バランスリング

洗濯機の脱水時等の振動防止のため、洗濯槽の上部に取り付けられたリング状の部品のことです。中には塩水が入っています。 [p.30]

### ● ハンディターミナル（HT）

ハンディターミナルとは、データ収集用のモバイル情報端末のことで、機器にバーコードリーダーが搭載されています（HTはHandy Terminalの略）。商品についたバーコードの読み取り、数量などの入力、情報の画面表示、データの送受信機能などがあり、物流業界や製造業などの在庫管理や入出荷業務といったさまざまな現場で使用されています。

### ● 引取義務

家電リサイクル法において小売業者および製造業者等に課せられた義務のことです。小売業者については、自らが過去に販売した家電4品目の引取りを求められたとき、および家電4品目の販売に際し、買換えのため排出者から同じ品目の家電4品目の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。また製造業者等については、自らが過去に製造・輸入した家電4品目（他の法人から事業を承継した場合は当該法人が過去に製造・輸入した家電4品目を含む）の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。 [p. 5～6]

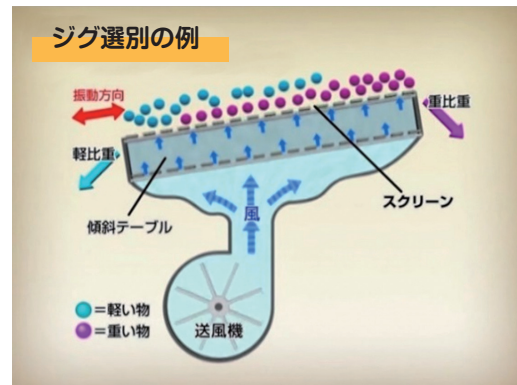
### ● 引渡義務

家電リサイクル法において小売業者に課せられた義務のことです。小売業者は引き取った廃家電4品目を自ら再使用（リユース）する場合、または再使用および販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、製造業者等または指定法人に引き渡すことが義務付けられています。 [p. 5～6]

### ● 比重選別

家電リサイクルプラントでの処理工程で、破砕機での破砕後の金属片や銅線が混入した混合プラスチックから、素材ごとの重さの違いを利用して金属片等を除去し、複数素材のプラスチックから単一素材のプラスチックを選別する方法で、水中での浮き沈みで選別する方法（浮沈

選別）や、振動で選別する方法（ジグ選別）などがあります。 [p.27～30]



### ● 非鉄・鉄等混合物

鉄および鉄以外の金属が混じり合った状態のまま、有償で売却が可能なものです。 [p.18～19]

### ● 品目区分

家電リサイクル券における家電4品目の区分（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）をいいます。

### ● 不法投棄未然防止事業協力

不法投棄される廃家電4品目の削減を目的として、廃家電4品目の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる不法投棄未然防止事業としては、監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロールの実施などが対象になります。 [p.57～62]

### ● ファンネルガラス

ブラウン管テレビに使われているブラウン管背面の漏斗状のガラスのことです。このガラスには鉛が含まれています。 [p.28]





●プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とした法律です。プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理というライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者の連携による資源循環に向けた取組が求められています。2021年6月に公布され、2022年4月に施行されました。【p. 1】

●フロンの回収・管理

フロンが温室効果ガスとして地球温暖化を招くとして、家電リサイクル法において製造業者等は再商品化等を行う際にエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロンの回収・再利用・破壊を行うことが義務付けられています。エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機からは冷媒フロンを、冷蔵庫・冷凍庫からは断熱材フロンを回収しています。ボンベやドラム缶に回収したフロンは、24時間監視の保管庫で漏れの無いよう厳重な管理を行った後、適正に処理しています。【p.20、31～32】

●ペレット

ペレットとは、粒状の形をしたプラスチックのことです。フィルムや成形品の原料となるものです。ポリプロピレン、ポリスチレンなどの製品の原料となります。

●ポンプダウン

エアコンの排出の際、取外し時に室内外機や接続配管中の冷媒フロンが大气中に排出されないよう、室内機と接続配管内の冷媒フロンを全て室外機側に回収する作業のことです。

ま～も

●ミックスメタル

一般的には鉄を除く銅・アルミ・ステンレス・真ちゅう・電線・基板などが混在した金属片のことです。家電リサイクルプラントでは、それらの中から銅やアルミも可能な限り単一素材としての回収に取り組んでいます。【p.27～30】

●持込者

指定引取場所へ廃家電4品目を持ち込む小売業者等を指します。【p.21～22】

や～よ

●有価物

有償で売却が可能なもののことです。【p.18～19】

●郵便局券

排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。【p.12】

ら～ろ

●ライフサイクルアセスメント (LCA)

ライフサイクルアセスメントとは、製品の全過程（資源採取から原材料調達、製品生産、流通、消費・使用、さらに廃棄・リサイクル）における環境負荷を定量的に評価する手法です。(LCAはLife Cycle Assessmentの略)

●リサイクル

廃棄物を回収し、製品の部品や原材料として再び用いる（再生利用する）ことで、「循環型社会形成推進基本法」では、「循環資源の全部または一部を原材料として利用すること」とされています。【p. 1～2】

●リサイクル率

再商品化率のことで、製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量の割合です（⇒「再商品化率」をご参照ください）。【p. 3】

●リサイクル料金

製造業者等が廃家電4品目のリサイクル処理等に係る費用として排出者に支払いを求める料金です。リサイクル料金には、廃家電4品目のリサイクル処理（解体・破碎・選別・フロン回収等）に要する費用のほか、指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬費用、指定引取場所の維持・運営費用、家電リサイクル券システムの運営全般に係る費用などが含まれます。金額は製造業者等ごとに品目別に設定され、公表されており、小売業者の店頭や郵便局のほか、家電リサイクル券センター(RKC)のホームページで確認できます。【p.47】

### ●リデュース

廃棄物の発生を抑制することで、製品の長寿命化や製品に使用される材料の省資源化、小型化、軽量化などにより、排出される廃棄物の量を削減する行為がこれに当たります。 [p. 1]

### ●離島対策事業協力

離島では廃家電4品目を排出する際、指定引取場所までの運搬に海上輸送を伴うために収集・運搬料金が高額になり、排出者の負担が大きくなることから、その費用軽減に積極的に取り組む自治体を対象に、合理的に算出された1台当たりの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる海上輸送事業としては、自治体が自ら、または委託して海上輸送を行う場合、および海上輸送を行う業者に補助金を交付することで費用の軽減を図る場合が対象になります。 [p.57～58]

### ●リファンド

郵便局券を使用して振り込んだリサイクル料金の返金手続きのことです。返金が必要になった場合は、家電リサイクル券センター(RKC)に連絡すれば返金を受けることができます。

### ●リユース

使用済みの製品やその部品を繰り返し使用(再使用)することです。家電リサイクル法では小売業者には引き取った廃家電4品目を製造業者に引き渡す義務(引渡義務)がありますが、自らリユースする場合、もしくはリユースまたは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合は、引渡義務の対象外とすることが認められています。 [p. 1]

### ●料金管理統括業者回収方式

家電リサイクル券システムの1方式で、インターネット販売事業者等、家電4品目の販売エリアが広域にわたる事業者が全国に輸送網を持つ収集・運搬業者と契約し、その収集・運搬業者が管理統括業者として家電販売業者に代わって家電リサイクル券の発行、収集・運搬を行う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券(通称「収運業者用券」または「イエロー券」)の発券が可能な管理統括業者に廃家電4品目を引き渡し、併せて管理統括業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。 [p.10～12]

### ●料金区分

家電リサイクル券におけるテレビ(ブラウン管式および液晶・プラズマ式)と冷蔵庫・冷凍庫の大小違いによる料金の区分のことです。

### ●料金販売店回収方式

家電リサイクル券システムの1方式で、排出者がリサイクル料金を、小売業者を経由して製造業者等に支払う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券(通称「グリーン券」)の発券が可能な小売業者に廃家電4品目を引き渡し、併せて小売業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。小売業者は家電リサイクル券センター(RKC)からの請求によりリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券センター(RKC)は回収したリサイクル料金を各製造業者等に支払います。 [p.10～12]

### ●料金郵便局振込方式

家電リサイクル券システムの1方式で、排出者が郵便局でリサイクル料金を直接製造業者等に支払う方式です。排出者は郵便局備え付けの家電リサイクル券(通称「郵便局券」)で家電リサイクル券センター(RKC)にリサイクル料金を振り込み、振込み済みの家電リサイクル券と一緒に廃家電4品目を指定引取場所小売業者(「料金販売店回収方式」を扱っていない小売業者)に引き渡します。振り込まれたリサイクル料金は家電リサイクル券センター(RKC)から各製造業者等に支払われます。 [p.10～12]

### ●冷媒フロン

エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などの冷媒(熱を移動させるためのガス)として使用されるフロン類のことです。 [p.20、31～32]

## A～Z

## ● Aグループ、Bグループ

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等がそれぞれで指定引取場所や家電リサイクルプラントを全国に設置するのは多額の投資が必要になり、また排出者や小売業者からの引取りの面でも効率的でないことから、全ての製造業者等をA・B2つのグループに集約して全国を運営することになりました。それぞれのグループに属する製造業者等はp.7の図表I-6のとおりです。全国の指定引取場所では、持込者の利便性を考慮してA・Bどちらのグループの製品も引き取りますが、Aグループの家電リサイクルプラントではAグループの製品だけを、Bグループの家電リサイクルプラントではBグループの製品だけをリサイクルしています。【p.7】

## ● DfE (でいーえふいー)

「環境配慮設計」の項をご参照ください。

## ● EC (いーしー) 事業者

ECはElectric Commerceの略で、「電子商取引」を意味します。EC事業者とはインターネット回線を利用した販売事業者や、インターネット上でショッピングサイトを運営するモール業者等のことです。

## ● EPR (いーぴーあーる)

「拡大生産者責任」の項をご参照ください。

## ● HT (えっちていー)

「ハンディターミナル」の項をご参照ください。

## ● LCA (えるしーえー)

「ライフサイクルアセスメント」の項をご参照ください。【p.35】

## ● PCB (ぴーしーびー)

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略で、水に溶けにくい、沸点が高い、熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を持つことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体などに使用されていましたが、毒性が明らかとなり現在は製造・輸入ともに禁止されています。【p.68】

## ● POPs (ぽっぷす)

「残留性有機汚染物質」の項をご参照ください。

## ● RDF (あーるでいーえふ)

RDFはRefuse Derived Fuelの略で、家庭ごみなどの一般廃棄物を原料とした固形燃料です。

## ● RP (あーるぴー)

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

## ● RPF (あーるぴーえふ)

RPFはRefuse derived paper and plastics densified Fuelの略で、主に産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙および廃プラスチック類を原料とした商品位の固形燃料です。石炭やコークスなどの化石燃料の代替えとして使用されています。

## ● SY (えすわい)

「指定引取場所」の項をご参照ください。

## 0～9

## ● 1L (いちえる)

「一次物流業者」の項をご参照ください。

## ● 2L (にえる)

「二次物流業者」の項をご参照ください。

## ● 3R (すりーあーる)

Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース：廃棄物の再使用)、Recycle (リサイクル：廃棄物の再生利用)の頭文字の3つの「R」をとった言葉で、循環型社会を形成していくための基本的な取組を示したキーワードです。【p.1】